

時事報

東京繁榮の壽命如何

全國各地方の不景氣人民の疾苦にも拘はらず東京の次第繁榮の姿を現はし人口も次第に増加する有様前日の紙上示さるる数字とて知る可し然りと雖も此繁榮や世事の假相にして到底頼むに足らず其趣の腦充血の病症に全身の血液次第に上部に上り四肢の端に堪えざるもの、如し全体の病症を知らずして顔色のみに見れば生力の旺盛なるもの、似たれども其實生機の權衡既に常を變じて將に危篤に陥らんとせざるものあり故に今帝國の首府たる東京に人も集り財も亦集りて繁榮の姿を現はしたるの恰も其四肢たる各地方の血液を引き以て一時の旺盛を致さるるものにして全國經濟の生機既に常を變きたるの症候として見る可し繁榮の眞面目に非ずして單に其假相と名可きのみ然り而して此假相の持續する日月の長短如何の問題に就ては我輩も甚だ其返答に苦しむ所にして人々の所見に從ひ或は長く或は短し東京の繁榮、固より假相なりと云ふも流石に日本帝國の大都會あり千人寄れば其食ひの俚はさへあり百萬の市民仮令へ共食ひするも十數年の間に衰勢と見ることある可しと云ふ者あれば又大に之に反對し其に食ふも獨り食ふも無きもの、食ふ可らず各地方より無數の貧民が東京に來集して從前既も窮したる貧民に打雜り都下の人口は次第に増加して職業ハ次第に減少し衣食を得るの方便次第に縮まるといふ確有るものを賣却して食ふの外ある可らず故に東京の市民の共食からで賣食ひにこそある今も饑饉の外事變に逢ふとらば大都會の繁榮も一朝に馬脚と現はし寂々寧々古戰場の觀を呈す可しとて切迫に心配する者あり我輩も此二説に就き何れにも同意するを得ず唯今日の繁榮は全國經濟の興相に非ずと云ふまでで保證するのみあれども強ひて其日月の長短と云へば或は此切迫中にも少しく壽命と長くともるもあらんかと思ひ付きたるものあれば記して以て大方の教を乞はん

近來鐵道敷設の論全國に起りて追ひつゝに着手する其中より東海道の鐵道工事甚だ活潑として二年間には竣工に至る可しと云ふ扱の竣工の後、鐵道を利用するの利は姑く置きて其工業を起さるるが爲め沿道の人民は一時に職を得て多少の儲けを得ざるはあし下り日儲人足より日儲職賃人に至り或は材木を賣る者もあらん或は食物を賣る者もあらん宿屋屋賃廉價菓子屋一時に繁昌して地方の賑ひと爲る可き誠にして明白の事實あり今假令東海道の鐵道工費と一千二百萬圓として其内より外國品(レール、鐵橋及び車等)の代價凡そ十分の四即ち四百八十萬圓を引き残七百二十萬圓は沿道より賣す金圓にして其土地に落ちるものあり然るに金圓は恰も沿道にして其落ちたる地方に永住するを得ず東西南北に流通して其地方に必要の品と供するの媒介と爲り東海道を西して京坂に往くものもあらん東して東京に入るものもあらん故に東海道を半折して濱松以西に落ちたる金は名古屋と京坂神戸に歸せ其以東に落ちたるものは東京に來るものとするとき七百二十萬圓を半にして三百六十萬圓は一時東京の繁榮を助くるの力となる可し固より沿道に落ちたる金が悉くその地を養ふ可きもあらざるとも昔年西南の役に九州地方に落ちたる金が同く上方より數年ならずして其地の繁昌の爲め益々復りたるの一例と見ても今東海道の金も永く東海道を留まらざるを知る可也

左れを此鐵道工事の餘波を以て東京は何百萬圓金に運動を催し之に加ふる東關にも既日本鐵道會社の工事あり又近來は水戸鐵道兩毛鐵道千葉鐵道八王子鐵道信州中州鐵道等續々發起する諸道が一時に着手し及ぶことあらば其工費の一半は間接に東京の商賣を活動せしむるの媒介とありて都下の生力を増し同時に各地方の窮民等は從前の如く中央に侵入して止むまじく旅籠屋を明けば常々客あり賃長屋を建れば忽ち塞がり家賃高くして隨て地面の價も騰貴し商賣活潑にして人口は増加す何れの點より見るも繁榮の徵候にして日本全國霜を履むの天に東京獨り小春れ觀を呈するよとあるべし故に東京今日の繁榮は固より全國經濟の眞面目と表したるもの非ずして唯一時の假相なれども其假相を持續する日月の長短を尋れば我輩の想像する所にては或は甚だ短かからずして轉々人目を眩滅せんよとを恐るゝものあり

官報

大藏省告示第二十八號 一紙幣三百萬圓千四百四十五圓二十圓右ハ減價方法ヲ支拂金札引換公債證書代リ紙幣銀貨ト交換支拂セシ紙幣交換機關紙幣及指改手入付引換紙幣等ノ合計額本月一日ヨリ同日マテ當省印刷局構内ニ於テ會計検査院官吏立會燒棄セリ 明治二十年三月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

警令第三號

屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十號

東京府令第十號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十一號

東京府令第十一號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十二號

東京府令第十二號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

日本鐵道會社廣告

本會社鐵道會社株式會社 本社東京市丸の内區本町一丁目 右華族三位侯爵松方義久君所有之分股世襲財產ト爲度 旨出願之趣宮内大臣ヨリ御達候條故於此ノ者ハ本會社ニ歸屬スルコトトス

東京府工藝品共進會

三月十三日 東京府工藝品共進會 本會社東京市丸の内區本町一丁目 右華族三位侯爵松方義久君所有之分股世襲財產ト爲度 旨出願之趣宮内大臣ヨリ御達候條故於此ノ者ハ本會社ニ歸屬スルコトトス

警令第十三號

警令第十三號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十四號

警令第十四號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十五號

警令第十五號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス

警令第十六號

警令第十六號 屠獸場取締規則 第一條 屠獸場ハ自用ト販賣ト同ハス牛馬豚豚屠殺スル所トス其場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ得ス 第二條 屠獸場ハ市街外ニ於テ四箇所以内ニ限リトス但一八若クハ一社付一箇所ヲ限リ屠殺スルモノトス 第三條 屠獸場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 第四條 屠獸場ヲ新設若クハ移轉セントスル者ハ其願書ニ建築落成期日ヲ記載シ其場所(屠殺ナレハ地主連署)及ヒ屠殺ノ圖面ヲ添へ所轄警察署ヲ檢査受テケレハ開業スルコトヲ得 屠獸場ヲ改修セントスル者ハ屠殺受テケレハ屠殺場ヲ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス 屠殺場ハ屠殺ノ日ヨリ起算シ滿十箇年トス